

指定管理者制度とは—その目的・経緯・概要—

1. 「公の施設」とは

<地方自治法（公の施設）>

第244条 夫通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

* 「公の施設」（庁舎や廃棄物処理施設などは含まない）< 「公共施設」≒ 「公的施設」

2. 「公の施設」の管理・運営

<地方自治法（公の施設の設置、管理及び廃止）>

第244条の2第3項の改正（2003年9月2日施行）

*概要：資料1参照

*管理委託制度（法施行後3年以内に指定管理制度か直営に移行）→指定管理者制度

*「委託（契約）」→「行政処分（行政行為）」＝協定による管理権限の委任

3. 制度導入の背景・目的

【背景】

R.レーガン、M.サッチャーに代表される、1980年代以降の新自由主義に基づく規制緩和政策の流れの中で、小泉政権時代に地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見書」（2002年10月30日）や総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申」（2002年12月12日）などで、「公の施設」の管理を民間事業者も行なえるよう法改正することが強く求められた。

【目的】（総務省）

公の施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放する。

具体的には、（1）民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上

（2）施設管理における費用対効果の向上

（3）管理主体の選定手続きの透明化

4. 制度導入後の経緯

指定管理者制度は、2003年9月の法施行から3年間の経過措置を経て、2006年9月に本格実施された。総務省は2006年から3年ごとに「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」を行うとともに、本格実施以降、数次にわたって指定管理者制度の運用等に関する通知文書を発出している。*概要：資料2参照

5. 制度の概要

<地方自治法第244条の2に規定されている要件>

条例による設置／条例で定める事項（指定の手續、管理の基準、業務の範囲その他必要な

事項) / 指定の期間 / 議会の議決 / 毎年度終了後の事業報告書の提出 / 予め承認を受けた利用料金の決定と収受 / 当該管理の業務又は経理の状況の報告 (調査、指示) / 指定の取り消し・一部又は全部の停止

<指定の流れ>

募集 (仕様書) → 候補者選定 → 議会議決 (管理者決定) → 協定書 → 管理開始 (通常 5 年)
【毎年度】 モニタリング → 評価 (見直し・改善) → 次年度管理 (または管理者変更)

<主要な要素>

- (1) 選定手続 (公募か非公募か、募集期間、応募条件)
- (2) 選定方法 (選定委員会、選定基準、採点項目と配点の明示、選定結果の公表と情報公開)
- (3) 指定期間 (雇用・人材育成・施設経営等の課題)
- (4) 仕様書・協定書 (内容変更、再委託、業務引継、新規施設の仕様書)
- (5) 指定管理料・利用料金 (管理料の算定、インセンティブ、修繕費用・経費等の取り扱い)
- (6) モニタリング・評価 (評価指標、評価の仕組み)
- (7) 人員配置・労働条件 (指定期間と人材確保、人件費抑制の影響、仕様書・協定書による明示)
- (8) 個人情報保護 (個人情報保護条例の改正、仕様書・協定書による明示、体制のチェック)

<最新の「導入状況調査」(2015年4月1日現在)から>

*2010年12月28日発出文書の項目等についての調査

*概要: 資料3参照

7. まとめ

- 制度開始から 15 年が経過し、すでに多くの自治体が広範な施設に導入。実態として行政サービスを供給する手法として、すでに定着していると言わざるを得ない。
- 多くの自治体で、導入目的として「民間活力によるサービスの向上」をうたってはいるが、実態は管理・運営経費の削減にあることは明らかである。
- さらに、制度の本質に起因する課題 (行政サービス・ノウハウの外部化、自治体の責任意識の希薄化、指定期間と人材育成等の問題、「官製ワーキングプア」の問題など) は、何ら解決されたわけではない。現に各地でさまざまな問題も起きている。
- 本来、制度設計の時点で周到な検討がなされるべきであったが、今後の現実的な対応としては、「公の施設」それぞれの特性を明らかにした上で、A. 指定管理者制度の導入に馴染まない施設、B. 一部業務を指定管理者に委ねることができる施設、C. 原則として管理・運営をすべて指定管理者に委ねる施設等に区分し、より施設の実状に即したきめ細かな制度運用を行う必要があるのではないか。制度の設計・運用は、基本的に各自治体の裁量に委ねられているのであり、「公の施設」全体を視野に入れた運動を展開すべきだと思う。

以上